

措置入院患者等搬送業務委託実施要領

1 趣旨

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項及び、同法第 29 条の 2 第 1 項の規定により、入院措置を要する精神障害者（以下「措置入院患者等」という。）の入院及び転院のための搬送業務のうち、精神科病院等へ委託して行う場合は、別紙「措置入院患者等搬送業務委託契約書」（以下「委託契約書」という。）に基づいて行うこととする。

2 実施の方法

- (1) 措置入院患者等の搬送を委託する精神科病院等との間で、あらかじめ別紙委託契約書により委託契約を締結しておくこと。
- (2) 措置入院患者等の搬送を依頼する場合は、依頼する精神科病院等へ様式 1「搬送業務実施通知書」により通知すること。
- (3) 依頼した精神科病院等から委託料金の請求があった場合は、搬送業務実施通知書等を確認の上、各月毎にまとめて支払うものとする。
- (4) 搬送業務については、毎月 10 日までに前月分を別紙「措置入院患者等に係る患者搬送費調」により、健康福祉局疾病対策課へ報告すること。

附 則

- 1 この要領は、昭和 61 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の制定に伴い、昭和 57 年 7 月 9 日付け「措置患者に係る患者護送費及び費用徴収額調について」は廃止する。

附 則

- 1 一部改定後要領は、昭和 63 年 7 月 1 日から実施する。
- 2 昭和 63 年 7 月 1 日より前に締結した契約については、一部改正後の要領により契約を締結したものとみなす。

附 則

一部改正後の要領は、平成元年 4 月 1 日から実施する。

附 則

一部改正後の要領は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 なお、改正前のこの要領により締結された措置入院者護送業務委託契約で、平成 7 年 7 月 1 日以降において効力を有するものについては、本要領の改正後もなお、従前の効力を有するものとみなす。

附 則

この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 3 月 11 日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月21日から施行する。ただし、本要領施行前の要領に定める様式による通知で、本要領施行後に提出されたものは、当分の間、本要領に定める様式により提出されたものとみなす。